油圧一液体用自動粒子計数器の校正方法	B9932
チタン及びチタン合金ースポンジチタンのブリネル硬さ試験方法	H0511
チタン及びチタン合金ースポンジチタン	H2151
塗料一般試験方法ー第１部：通則ー第３節：試験用試料の検分及び調製	K5600－１－３
プラスチックーメタクリル樹脂板ータイプ，寸法及び特性ー第１部：キャスト板	K6718－１
プラスチックーメタクリル樹脂板ータイプ，寸法及び特性ー第２部：押出板	K6718－２
プラスチックー硬質ポリ塩化ビニル板	K6745
プラスチックー煙の発生ー第２部：シングルチャンバ試験による煙の光学密度の求め方	K7242－２
ほうろう製品の品質試験方法	R4301
といしー一般的要求事項	R6242
在宅用電動介護用ベッド	T9254
データベース言語ＳＱＬ第14部：ＸＭＬ関連仕様（ＳＱＬ／ＸＭＬ）	X3005ー14
近距離通信用インタフェース及びプロトコル（ＮＦＣＩＰー１）ーＲＦインタフェース試験方法	X5213
放射線透過試験用透過度計	Z2306
安全側面一規格への導入指針	Z8051

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年12月21日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 27 年 12 月 21 日　　経済産業大臣　林　　幹雄

記

廃止された日本工業規格

住宅用サニタリーユニットのモデュール呼び寸法	A0012
水質ー大腸菌群，耐高温性大腸菌群及び推定大腸菌（Escherichia　coli）の検出・計数ー第２部：最確数（ＭＰＮ）法	K0430ー72ー40
工業用リパーゼの活性度測定方法	K0601
血清アルブミンの定量方法	K0602
免疫グロブリンの定量方法	K0603
モノクローナルIgGの定量方法	K0604
トリプシンの定量方法	K0605
トランスフェリンの定量方法	K0606
グルコースオキシダーゼの定量方法	K0607
硫酸ナトリウム	K1434
高圧蒸気滅菌操作通則	K3605
分配係数（１ーオクタノール／水）の測定ーフラスコ振とう法	Z7260ー107
分配係数（１ーオクタノール／水）の測定ー高速液体クロマトグラフィー	Z7260ー117
生物濃縮（水からの直接濃縮）：魚類を用いる連続流水式試験方法	Z7260ー305
量及び単位ー第10部：核反応及び電離性放射線	Z8202ー10
量及び単位ー第８部：物理化学及び分子物理学	Z8202－８
量及び単位ー第９部：原子物理学及び核物理学	Z8202－９

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４４２０号

大阪市鶴見区茨田大宮４丁目５番３ー201号

債務者　小石　惠右

1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６４８号

大阪市鶴見区鶴見１丁目２番８ー508号

債務者　堂前　直美

1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６９０号

大阪府東大阪市若江北町１丁目15番27号メゾンドユニＡー203号、前住所大阪府東大阪市吉田３丁目14番43号

債務者　奥村　達哉

1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７８５号

大阪府八尾市高砂町４丁目56番地　府営住宅14ー448号

債務者　野澤千鶴こと　野澤　千**鶴**

1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８４５号

大阪市平野区平野東１丁目１番27号　クレセントファーム305号

債務者　村井　　隆

1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０号

福島県いわき市葉山１丁目19番地の38

債務者　鈴木由理香

1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第９６号

茨城県日立市高鈴町３丁目14番１ー305号

債務者　太田　幸絵

1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１２０号

長野県千曲市大字新田162番地５

債務者　唐沢　景子

1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで　長野地方裁判所上田支部

第明治三十五年三月三十一日　種郵便物認可